

# ご婚礼披露宴規約

ホテルメトロポリタン秋田（以下ホテルと称します）ではご結婚披露宴（以下披露宴と称します）の契約及び、宴会場の利用に関して、以下の通り定めておりますのであらかじめご了承ください。

## 1. 予約の成立

ご宴会場のお申込をいただく場合は、ホテル側で定めた「ご婚礼申込書」にお申込内容をご記入いただきます。ご記入いただきました内容をホテル側が確認のうえ、応諾の意思表示をしたときをもって予約（契約）の成立とさせていただきます。

## 2. ご予約金

前項によりご宴会の予約が成立した場合、ご予約金として、1週間以内に金10万円をお預かりいたします。（お預かりしたご予約金は、総費用の一部とさせていただきます）また、理由の如何に関わらず返金には応じかねますのでご了承ください。

## 3. お支払いについて

ご披露宴代金のお支払いは、ご披露宴日より20日以内に銀行振込にてお支払いいただきますようお願い申し上げます。（但し、やむをえず現金でのお支払いをご希望されますときはお申し出ください。）

※ご披露宴料金、変更料金、取消料等のホテルに対するお支払いは、すべてご両家様が連帯してご負担いただきますので、予めご了承ください。

## 4. ご披露宴時間と追加室料

ご披露宴会場のご使用は、準備から撤去時間までを含め、ホテル側が了承した契約所定時間内に終了されますようお願いいたします。所定の時間を超える場合は、超過時間に応じて所定の追加料金を頂戴する場合がございます。但し、次の会場使用時刻との関連で、ご使用時間の超過に応じられない場合もございますのでご了承ください。

## 5. 有料人数の確認

料理・飲物などをご用意させていただく人数（以下「有料人数」）を開催日の3日前までご連絡ください。それ以降は、宴会開催日に出席されたお客様の人数が、ご連絡いただいた有料人数より減少した場合でも、ご連絡いただいた有料人数分の料金を頂戴いたします。

## 6. ご披露宴の取消料と期日変更料

- ①お申込日よりご披露宴当日の61日前まで  
取消料・・・手配済み（印刷物等）のものの実費、及び予約金の全額  
変更料・・・手配済みのものの実費、及び予約金の全額
- ②ご披露宴当日の60日前から31日前まで  
取消料・・・手配済みのものの実費、及びそれらを除くお見積総額の10%  
変更料・・・手配済みのものの実費、及び予約金の全額
- ③ご披露宴当日の30日前から15日前まで  
取消料・・・手配済みのものの実費、及びそれらを除くお見積総額の50%  
変更料・・・手配済みのものの実費、及びそれらを除くお見積総額の25%
- ④ご披露宴当日の14日前から前日まで  
取消料・・・手配済みのものの実費、及びそれらを除くお見積総額の80%  
変更料・・・手配済みのものの実費、及びそれらを除くお見積総額の40%
- ⑤ご披露宴当日の取消料及び変更料  
取消料・・・お見積総額の100%  
変更料・・・お見積総額の100%

※変更申し出の日より1年以内にご披露宴を開催される場合は、予約金はそのまま継続させていただきます。なお、1年以内での開催が行われない場合は、返却できませんのでご了承ください。

### 〈見積金額〉

お見積金額とは、基本としてお申込時にご説明・ご提示したものです。お料理・お飲物が未定の場合は14,000円（お料理・お飲物の合計金額）を基準とし、それにお申込時の人数を掛けて算出いたします。それ以降新たにご提示したものがあられる場合は、その見積書の総額を指すものとします。

### 〈実費〉

実費には、ご招待状印刷代・ご衣裳・司会者などのキャンセル料等が含まれます。

## 7. 装飾（衣装・美容）・演出・余興等の手配

ご披露宴に関する装飾・装花・音響・照明・余興・カメラマン・司会者・引出物等の手配につきましてはホテルより指定業者に手配させていただきます。お客様がホテル指定業者以外に直接ご依頼される場合は、ご披露宴を円滑に運営するため、事前にホテルにご連絡いただき了解を得た後にご手配くださいますようお願いいたします。また、緊急事態を知らせる安全探知機作動等のため、突然若しくは止むを得ず演出等を中断する事があります。当社においてはお客様の安全確保を最優先とするためですので、予めご了承ください。

## 8. 直接手配の業者に対する指示

ホテルの了解のもとお客様が直接ご依頼された業者が行う装飾（衣装・美容）・余興などの機器・材料の搬入・搬出、設置時間や設置場所等につきましては、ホテルがその業者の方にご指示いたします。保管場所が必要な場合は、別途室料を頂戴いたします。なおホテル側の係員が立ち会う必要がある場合には、立会人件費を頂戴する場合もございます。

## 9. 損害賠償

お客様（お客様側の全ての関係者を含みます）及びお客様が直接ご依頼された業者の方には、ホテルの施設、仕器、備品等を破損しないよう十分ご注意ください。万一破損、損害が発生した場合は、その修理に関してはホテルよりご請求いたしますので、それに合わせて速やかに修理を行うか、またはその損害賠償金をお支払いください。

## 10. 禁止事項

次に掲げる各項目につきましては、禁止事項となっておりますのでご遠慮ください。

- (ア) 犬（盲導犬・介助犬・聴導犬などの補助犬を除く）・猫・小鳥等のペット類、家畜類などの持ち込み
- (イ) 発火性・引火性の物品の持ち込み、及び悪臭を発生するものを持ち込み
- (ウ) エレクトリックギター、トランペット、太鼓ドラム等、高音・騒音を発するような楽器・機器等のご使用
- (エ) ホテル備付品の移動
- (オ) ご契約時の使用目的以外の利用
- (カ) 賭博等風紀を乱す行為、または他のお客様のご迷惑になるような行為
- (キ) 飲酒運転条に基づき、アルコール含有後の運転は禁じられております。
- (ク) その他法令で禁じられている行為。

## 11. 解約

次に掲げる項目のいずれかに該当する場合は、お申込をお断りするこや、すでにご予約いただいた場合でも解約させていただくこと、またはすでに宴会場のご利用を開始されている場合でもホテルもしくは宴会場から退出していただくことがございます。

- ①お申込されたお客様又はその関係者が、第4項、第5項、又は第6項に違反した場合。
- ②第10項に規定する禁止事項に該当する場合、又その恐れがあるとホテル側が判断した場合。
- ③お申込されたお客様若しくはその関係者、又はご宴会にご出席されるお客様が暴力団などの反社会的団体の関係者である場合。
- ④ホテルの他のお客様のご迷惑になる恐れがあるとホテル側が判断した場合。
- ⑤法令又は公序良俗に反する恐れがあるとホテル側が判断した場合。
- ⑥ご宴会のお申込、又は事前の打ち合わせ等の際に、虚偽の事実を申告したり、又は重要な事実を申告しなかった場合。
- ⑦宴会等の主催者又は参加者に対し、抗議行動、いやがらせ等が予想され、他のお客様や近隣地域に迷惑がかけるとホテル側が判断した場合。
- ⑧その他宴会場のご利用が不相当であるとホテル側が判断した場合。

## 12. お持込みに関するお願い

お料理（食材も含む）、お飲物、ご衣裳、美容師、音響関係、カメラマン、会場内でご利用装花、引出物等のお持込みは原則としてご遠慮願っております。お客様の都合でやむなくお持込みを希望される場合は、担当係員にご相談ください。

- ①映像関係（DVD、CD）の互換性等で不具合が生じた場合、保証は致しかねますので予めご了承ください。
- ②直前の場合はご遠慮いただく場合もございます。
- ③持込の動画素材に関して別紙ご参照ください。

※当ホテルでは所定の料金以外、お心付けは一切ご辞退させていただきます。

※規約条項は、ホテルの都合により予告なしで変更する場合がありますのでご了承ください。